

石碑建立に係る注意事項

橿原市営香久山墓園において石碑等を建立する場合は、「使用上のきまり」を熟読の上、墓参者の安全と利便性に配慮するため、次の事項を必ず遵守すること。

車両の使用の禁止

- 墓園内の通路への車両等の進入は、原則禁止とする。
(アスファルト・コンクリート舗装、清掃等作業車等、その他市の許可するものは除く。)
- ・墓石運搬には、以下のものを使用すること。
 - ① ゴム製のキャタピラがついた運搬具（キャリアー）
 - ② デッチ車・四輪車等の手押し運搬具

※通路（ブロックなど）を汚損したときは、責任をもって修復すること。
尚、通路の汚損、墓参者などからの苦情により、車両の使用を不許可とする場合がある。

不法投棄の禁止

- 石碑建立の際、墓所内からでる草木・土・石・墓標・骨壺・花立・線香台等を香久山墓園敷地内に放置（不法投棄）せず、建立業者が必ず持帰り処分すること。残土等も建立業者の責任において必ず持ち帰ること。
- 建立工事の作業終了時点で残ったセメント等を水汲み場に流すことや、道具を洗うなどはしないこと。

以上の決まりを遵守しない業者には改善命令を出し、現状回復等の処置を命じると共に、その命令に従わない場合は、以後の建立許可の受付停止処分を命じる場合がある。

墓園臨時使用許可申請に係る注意事項

檀原市営香久山墓園において墓園臨時使用許可申請をする場合は、「使用上のきまり」を熟読の上、墓地の適正な利用のため、次の事項を必ず遵守すること。

墓地使用者による申請

○申請書に記載する申請者は、使用許可証に記載された墓地使用者と同一であること。

※墓地使用者が死亡している等、承継を行う必要がある場合は申請を行う前に手続きを行うこと。

墓地使用者による建立

○申請書に記載する建立者は、原則として申請者と同一であること。

※墓地使用者と相違する場合、墓地管理者と協議を行うこと。また許可にあたって追加の添付書類が必要となる場合がある。

添付書類の注意

○申請書には必要書類を添付すること。

- ・一般墓地使用許可証を添付する。
- ・設置図面を添付する。また図面を作成する際は以下の事項に注意する。
 - ① 石碑本体が巻石の外側から 20 cm以上離れており、高さが 180 cm以内になると明記されていること。
 - ② 設計業者による押印がされていること。

以上の決まりを遵守しない業者には改善命令を出し、使用許可を行わない場合がある。